

丹波市からのお知らせ

介護サービス利用の皆様へのお願い

介護サービス事業者等は、サービスを利用される方やご家族との信頼関係のもと、利用者が安心してサービスを受けられるように、ケア技術の向上など、質の高いサービスの提供に努めることになっています。

一方で、近年、介護現場において、サービス従事者に対する、利用者やご家族等からのハラスメントが問題になっています。

ハラスメントを防止することが、サービスを継続して円滑に利用できることにつながりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いします。

以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供ができなくなる場合もあります。

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす、その恐れのある行為

【例】

- たたく、ける、ひっかく、つねる
- ものを投げる、つばを吐く
- 服をひきちぎる

精神的暴力

個人の尊厳や価値を言葉や態度によって傷つける行為

【例】

- 大声を出す、怒鳴る、威圧的な態度で接する
- 理不尽なサービスを要求する
- 気に入っている職員以外に批判的な言動をする、無視をする、長時間のクレーム

セクシャル ハラスメント

性的な嫌がらせ行為

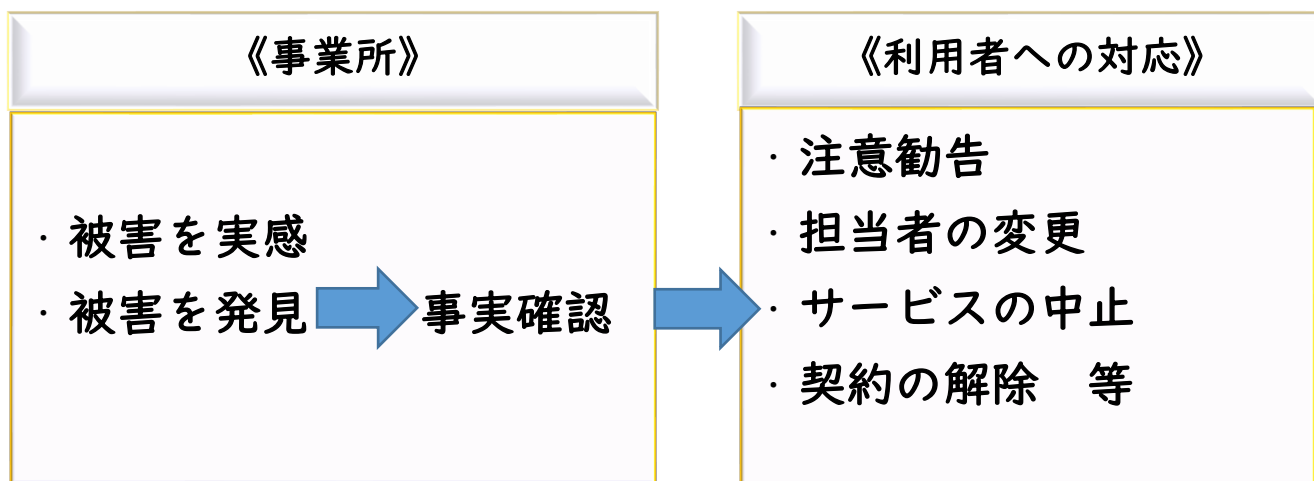
【例】

- 必要もなく身体をさわる、抱きしめる
- 性的な話をする、下半身を丸出しにする
- ヌード写真を見せる、つきまとう

※相手が脅威、不快だと感じればそれはハラスメントです。暴言・暴力・拒絶等は、認知症等の病気または障害の症状から現れる場合があります。そのような場合は「ハラスメント」ではありません。

(「介護現場におけるハラスメント事例集」令和2年度参照)

暴力などのハラスメントが発生した場合の事業所の対応(例)



高齢化が進み介護需要が高まる一方、介護人材は不足しています。ハラスメントによる介護職員の離職を防ぎ、介護職員が安心して働ける環境を整えることは、皆様への適切な介護サービスの提供につながります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、利用者一人ひとりが介護サービスの適切な利用にご協力ください。

